



ちよつとまって！ だまされていませんか？

区内では1～6月までで54件、約1億2,200万円(葛飾警察署、亀有警察署調べ)の特殊詐欺での被害がありました。手口は年々巧妙になり、被害が増えています。少しでもおかしいと思ったら、警察や家族などに相談してください。

【担当課】 生活安全課

これらの手口は全て“詐欺”です

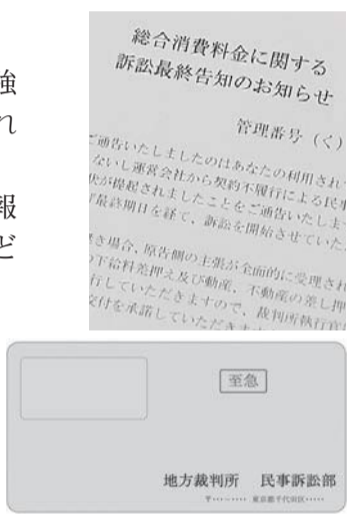
① 還付金詐欺

区職員などを名乗る者から「医療費の還付金が発生している」と電話があり、ATMまで行き機械を操作するよう指示され、お金を振り込まれる。

② 架空請求詐欺

裁判所などを装い、「訴訟の告知」「強制執行」「差し押さえ」などと書かれた、ハガキや封書を送りつけられる。書面の電話番号に電話すると個人情報聞き出され、訴訟取り下げ費用などと言って、現金をだまし取られる。

裁判所からの郵便物は、封筒の表に「特別送達」と記載されており、郵便局員が直接手渡すことが原則となっています。ハガキなどで届くことは絶対にありません。



▲詐欺に使われるハガキ・封書(例)

③ キャッシュカードすり替え詐欺

警察官を名乗る者から「あなたの口座が犯罪に使われている、キャッシュカードを確認しに行きます」と電話があり、その後自宅に来て、持ってきた封筒にキャッシュカードと暗証番号を書いた紙を入れるように指示される。続いて封筒に印鑑を押して封をするように言われ、印鑑を取りに行っている間に、封筒をすり替えられて、キャッシュカードをだまし取られる。

④ オリンピック詐欺

オリンピック関係者や警察官を名乗る者から「何者かがあなたの名義でオリンピックのチケットを購入している。詐欺に関係してあなたにも責任があるが、お金を支払えば解決できる」という電話があり、現金をだまし取られる。

⑤ 麻薬捜査詐欺

郵送で小袋に入った白い粉を送りつけられる。その後、警察官を名乗る者から「あなたが麻薬を売っているという情報がある。キャッシュカードが不正に使われ、口座が売り上げの受け取り先になっている可能性がある」という電話があり、自宅でカードをだまし取られる。

怪しいと思ったらすぐに相談を！

- ▶ 葛飾警察署 ☎3695 - 0110
- ▶ 亀有警察署 ☎3607 - 0110
- ▶ 消費生活センター ☎5698 - 2311

休日・夜間は
☎110に通報を



歩きたばこや自転車などで走行中の喫煙は危険・迷惑行為です！

【担当課】 地域振興課 ☎5654 - 8219

危険 たばこの火種が、すれ違った歩行者に火傷を負わせたり、衣服に付いて穴を開けたりすることがあります。

危険 たばこを持つ手の位置がちょうど子どもや車いすの方の目の高さとなるため、重大な事故につながる恐れがあります。

危険 たばこのポイ捨ては、子どもやペットなどの思わぬ事故や、火災につながる恐れがあります。

迷惑 歩きたばこの後ろを歩く人は煙を吸わされ続けることになり、迷惑になることがあります。



JR線駅周辺の喫煙禁止区域における調査結果について

「葛飾区きれいで清潔なまちをつくる条例」の改正により、平成30年8月からJR新小岩・金町・亀有・綾瀬駅周辺を喫煙禁止区域に指定しています。

ポイ捨て実態調査

1週間当たりの吸い殻のポイ捨て量
(JR新小岩・金町・亀有駅周辺にて6月・10月・2月の年3回実施)

年度	本数
平成26年度	10,168
27年度	8,910
28年度	8,392
29年度	7,741
30年度	5,911

歩きたばこや自転車などで走行中の喫煙は、危険・迷惑行為です！区では区内全域でごみや吸い殻のポイ捨て、歩きたばこを条例で禁止しています。また、喫煙禁止区域外で喫煙する際に他人への危険・迷惑とならないよう配慮する義務を条例に規定しています。マナーを守って、誰もが快適で住みよいまちづくりにご協力をお願いします。